

2020年度の授業料免除に関する説明会

—「高等教育の修学支援新制度」導入に伴う経過措置について—

※ 大学院生、2019年度以前入学の学部留学生については、現行の授業料免除制度において、免除申請を受け付けます。

高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」)において、授業料免除の対象外となる方及び免除額が満額以外の方を対象に、以下のとおり「**2020年度の授業料免除に関する説明会**(「新制度」導入に伴う経過措置について)」を開催します。申請対象者は、できる限り参加してください。



新制度の免除対象となりうる方については、新制度での申請がなければ、経過措置に係る、現行の授業料免除申請の対象となりません。

■対象者

新制度において、授業料免除の対象外及び免除額が満額以外となる学部在學生（留学生を除く）

※ 新制度において満額免除となる方は、経過措置の対象となりません。

■開催日時・場所

2020年度「高等教育の修学支援新制度」導入に伴う経過措置の概要、経過措置に係る現行の授業料免除申請方法等について説明します。当日は、説明内容を印刷した資料を配布します。

開催日	開催時間	開催場所
2月12日(水)	14:00~14:30	津島キャンパス 一般教育棟A21講義室
2月12日(水)	18:30~19:00	鹿田キャンパス 臨床講義棟第1講義室

※ 出席できない場合は、2/13(木)以降に免除担当窓口(鹿田地区、夜間主コースは各教務担当窓口)にて説明資料を配布しますので、必ず説明内容を確認してください。

2020年1月 学務部学生支援課授業料免除担当
(一般教育棟A棟2階⑦番窓口/平日8:30~17:00)